

第 3 4 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 8 年 5 月 1 5 日開会

令和 8 年 5 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和8年5月15日（金）午前9時28分 米沢市農業委員会第34回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番	小関善隆	委員	8 番	樋渡由美	委員	1 5 番	長谷部吉雄	委員
2 番	我彦正福	委員	9 番	高山古典	委員	1 6 番	相田市三郎	委員
3 番	山王堂民榮	委員	1 0 番	遠藤伊一	委員	1 7 番	伊藤俊浩	委員
4 番	佐藤政和	委員	1 1 番	小関敏弘	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
5 番	宮崎雅文	委員	1 2 番	橋本政美	委員	1 9 番	桐澤林右衛門	委員
6 番	木村彰博	委員	1 3 番	古畑功一	委員			
7 番	鈴木和義	委員	1 4 番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	相 田 悦 志
事務局長補佐兼農地主査	高 田 直 美
農 政 振 興 主 査	山 岸 哲 哉
主 査	高 世 琢
主 査	瀧 口 圭 史
主 査	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |

2. その他

開 会 午前9時28分

山岸主査 これより第34回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を16番 相田市三郎委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。
(唱和)

山岸主査 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

春作業が大変忙しくなってきた中での、定例総会の出席になっていると思います。農業委員の任期もあと2か月ぐらいであります。改選まであと2回定例総会がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

山形県農業会議常設審議委員会があり、その中で毎回、相続放棄した農地が出てきております。ここではあまりありませんが、庄内地方のほうは多く、農地を相続しないという方がいるということです。子供が相続放棄して、亡くなった方の奥さんが相続をしたものの、今度は相続した奥さんが亡くなり、その子供たちが相続放棄して、誰も相続する者がいないということで、そういう農地が増えているということです。誰も相続しないでそのままにしておくということは、駄目だとなったようでありますが、相続放棄は権利でありますので、そういう農地が出てきているということです。

所有者不明の農地というのは全国的にかなり増えているようで、農業委員会がその調査といいますか、重要な役割を担うよう国で言っているようであります。例えば、現在の耕作者の子供たちが相続しないという情報があれば、事前に相談等を受けて、次の代に引き継いでいくということは、これからの農業委員会の大きな役割ではないかなと思ったところであります。

春作業中ということでありますので、スムーズに進行させていただきますよう、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。本日は大変ご苦労さまでございます。

山岸主査 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第34回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 佐藤利夫委員、16番 相田市三郎委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議案の訂正がございます。皆様のお手元に、農地法第3条の規定による許可申請についての差し替え版を配っておりますので、そちらも併せてご覧ください。

訂正箇所を申し上げます。受理番号13号です。受人の△△さんです。経営、自作の面積がもともとは空欄になっておりましたが、0.00と数値を記載しております。

続きまして、受理番号14号です。渡人ですが、もともとは「後見人 ○○○」と表記しておりましたが、正しくは「任意後見受任者 ○○○○」でしたので、そのように訂正しております。なお、備考に任意後見受任者住所を記載しております。

以上、議案の訂正でした。

議 長

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号1号から2号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田4筆 351.00㎡、畑1筆 13,563.00㎡、合計5筆13,914.00㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林原野への転用です。利用状況は、平成9年頃から耕作していないものです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、昭和48年頃より住宅敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議

題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告します。

受理番号6号から8号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ8筆 13, 584.00㎡、合計も同様です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号11号から14号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田5筆 9, 250.00㎡、畑3筆 499.00㎡、合計8筆 9, 749.00㎡です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は賃貸借権設定のためです。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号14号 渡人 ○○○○ 任意後見受任者 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は贈与による所有権移転のためです。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号11号から14号を上程いたします。

1 8 番

(鈴木晃子委員 挙手)

議 長

18番 鈴木委員。

1 8 番

18番 鈴木です。受理番号11号について報告します。

土地の所在、地目、面積などについては議案書記載のとおりです。現地については、5月6日に貸人の○○さんのご実家のお母様に確認を行い、併せて借人の△△さんへも電話にて確認しました。これまで耕作されていた方が継続しないことになり、農地利用の調整の中で規模拡大を希望する△△さんが借り受けることで、双方合意に至ったものです。△△さんは、以前△△地区にお住まいで長年営農されており、特に問題なく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

それでは、12号。

1 9 番

(桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長

19番 桐澤委員。

1 9 番

19番 桐澤です。12号の案件について報告します。

申請人、土地の表示については議案書記載のとおりです。前から、○○さんが売りたいということで、今回作付している△△さんが買うということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

13号。

2 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

2番 我彦委員。

2 番

2番 我彦です。受理番号13号について調査結果を報告します。

所在、地番、面積は議案書記載のとおりです。場所は関根にある普門院の約100メートル手前の畑になります。5月6日に渡人の○○さんから話を聞いてきました。受人の△△さんは、先ほど詳細がありましたが、畑などの自作の面積がゼロで、今回、畑を購入して野菜を作りたいということでした。家庭菜園をやりたいということで○○さんに話があり、売買になったところでもあります。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、14号。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 10番 遠藤委員。

10番 10番 遠藤です。私から、14号について調査結果を報告します。

贈与による所有権移転の申請であります。調査は5月6日、電話でお伺いしました。渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇に住んでおられます。少し体調が思わしくないということで、任意後見受任者の〇〇〇〇さんという方に手続等をお願いして、今回の申請に至っております。△△地区に△△△△というお寺があり、その住職さんの奥さんが受人の△△△△さんという方で、この方に〇〇さんが贈与したいという案件であります。現在、贈与を受けようとする土地については近所の方に管理をしていただいております、荒れているという状況ではありません。今後、贈与を受けた後には自分で管理をしたいという旨のお話でありましたので、問題もなく許可要件を満たしていると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号11号から14号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号11号から14号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号4号から8号の計5件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田1筆 187.00㎡、畑5筆 1,813.00㎡、合計6筆 2,000.00㎡です。

受理番号4号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、建売分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号5号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。転用事由は、雪捨て場及び家庭菜園の造成のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、ドッグラン及び駐車場の造成のためです。こちらは集落接続の第2種農地です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、アパートの建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、園庭及び駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号4号から8号を上程いたします。

4号。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5番 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。受理番号4号の案件に関しまして、調査結果を報告します。

渡人、受人は議案書記載のとおりです。申請位置図をご覧ください。No.4ということで、下花沢の米沢駅の東側、住宅街の一角にある場所です。今回の申請地である畑と隣接する併用地を使って建売住宅を建設し、販売したいという許可申請になっております。5月1日、現地確認をしまして、また、担当の○○行政書士と電話にて内容を確認しまして、事前着工もなく、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、5号。

1 7 番 (伊藤俊浩委員 挙手)

議 長 17番 伊藤委員。

1 7 番 17番 伊藤です。案件については議案書記載のとおりです。場所は、愛宕コミュニティセンターより西側100メートルほどの地点であります。この住宅にお住まいの○○○○さんが亡くなられて10年ほどになりますが、この住宅と一緒に売買をするということで地目の変更ということになります。事前着工もありませんでしたので、許可相当だと思います。

併せて、7号も報告させていただきます。

堀川町の住宅地の前、○○さんという方の畑、併用地になっておりますが、ここにアパート1棟、本人の会社だということで、ご本人にお会いして現地

調査をしてきました。許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 続いて、6号。
7 番 (鈴木和義委員 挙手)

議 長 7番 鈴木委員。
7 番 7番 鈴木です。受理番号6号について報告します。

所在地、申請人等は議案書記載のとおりです。場所は、賜の湯に隣接する農地であり、現地確認並びに担当行政書士の△△さんと電話で確認をさせていただき、何も問題等ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 続いて、8号。
5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5番 宮崎委員。
5 番 宮崎です。渡人、受人は議案書記載のとおりです。受人の△△さんですが、10年ほど前から、隣接する〇〇さんの建物をお借りして自宅兼店舗として利用されておりました。店舗から眺めてもらう庭園として今回の申請地を利用しておりました。このたび土地を買い取ることになりまして、手続を進めていたところ、庭園として利用していた土地が農地であったことが判明し、今回の申請となりました。本人からも始末書ということでいただいております。今後は気をつけていきたいと報告を受けております。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号4号から8号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号4号から8号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号1号から5号の計5件です。内訳は、売買による所有権移転が4件、賃借権の設定が1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ14筆 23, 718.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から5号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

高田補佐
議 長
高田補佐

（挙手）

高田補佐。

議第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。別紙で皆様のお手元にお配りしておりますが、別紙様式5についてであります。

去る5月1日開催の活動計画策定委員会で様式5に沿ってご説明させていただき、ご確認いただいたところです。また、先日の農事相談におきまして皆様にもご確認をいただいたところです。つきましては、この内容で公表及び県を経由し国へ報告することについて承認を得たいと存じますので、委員

会に付議します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

「令和7年度業務報告について」と「令和8年度基本目標（案）について」は、いずれも来月開催の定期総会への上程が予定されている議案の内容の承認となり、関連もありますので、一括して事務局へ内容の説明を求めた後に、先日の農事相談での検討結果を各代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催して協議、調整の上、裁定を行いたいと思いますが、ご異議等ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、そのように進めます。

それでは、「令和7年度業務報告について」及び「令和8年度基本目標（案）について」の説明を事務局に求めます。

山岸主査

（挙手）

議 長

山岸主査。

山岸主査

それでは、令和7年度米沢市農業委員会業務報告について及び令和8年度基本目標（案）について、説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。

1ページ目の経過の概要につきましては、全文を読み上げさせていただきます。なお、本日お配りしております1ページ目だけの経過概要のところがありますが、去る5月8日に開催されました農事相談において、文面の一部修正依頼がありましたので、事務局で文案を検討し修正したもので配らせていただいています。修正したところにつきましては、別紙でお配りしておりますとお覧ください。修正箇所については、文章中段以降のアンダーラインが引かれてあるところです。修正内容としては、当初はサクランボの裂果等も米の白未熟粒発生の品質低下につながったとして、文章をまとめたことが分かりづらかった原因になったもので、修正後は、サクランボ、米、それぞれの状況説明に分けたものになっております。また、併せて白未熟粒と

いう「熟」という字を間違えて書いており、学習塾の「塾」となっておりますので、修正するものであります。

それでは、修正後の１、経過の概要を読み上げさせていただきます。

令和７年度は、米国のトランプ政権発足に伴う相互関税などの保護貿易政策や、ウクライナ、中東の紛争長期化、東アジアの安全保障リスクなど、国際秩序の不確実性が極めて高くなったことで国際情勢の悪化を招き、その結果、原油価格の高騰に伴い農業生産資材（肥料、飼料、燃料等）の価格が高騰し、農家経営の圧迫をもたらしてきた。

一方、訪日外国人（インバウンド）による飲食需要は、過去最高を更新し続ける訪日客数に伴い非常に高い水準を維持している。令和７年の訪日客数は約４，２６８万人（前年比１５．８％）に達し、インバウンド旅行消費額は９兆円を超える見通しとなっており、飲食は宿泊に続く大きな消費項目となっている。米価高騰は令和６年度の猛暑による品質低下や生産調整が響いたもので、店頭価格は５キロ当たり４，０００円前後（前年比４～５割増）を記録し、これに伴い農家の収入も一時的には増加傾向となったが、資材価格の上昇が生産コストの圧迫要因となっている。

サクランボや米などの農産物は、気候変動（高温など）の影響を大きく受けている。特にサクランボについては、受粉期（４月）の低温でミツバチの活動低下を招いたことや、例年より気温が高く収穫時期が早まったことでサクランボの成熟、収穫ロスリスクが高まり、一部には生産不良となる事態も見受けられた。また、米においても夏の猛暑によって白未熟粒などの品質低下などが見受けられた。

このような厳しい状況にもかかわらず、農業委員や農地利用最適化推進委員は農家の声を代表する組織として、また、世話役として、農地等の利用の最適化の推進や食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、ますます諸業務に尽力している。担い手不足や遊休農地の拡大といった農業を取り巻く状況は厳しさを増している中、令和７年度には農地の集積や農地中間管理事業、新規就農者の支援、遊休農地対策、地域計画の見直しに取り組んだとあります。

次の２ページから３ページ目のⅡ業務活動につきましては、例年どおりの開催のほか、１、会議の開催（５回目の開催）②運営委員会については、臨時会の開催により１３回となっております。

２、法令業務関連については、（１）農地法等関連業務について農地法の遵守、啓発活動を行ってきました。（２）農地利用最適関連事業については、農地流動化対策、農地流動化と新事業の推進、農地中間管理事業、遊休農地の発生防止、解消、新規参入への促進、農地等の利用の最適化の推進に関す

る指針などを定めるなどの事業を行ってまいりました。

3、地域計画のブラッシュアップに向けた取組については、昨年度は地域計画策定への協力と目標の見直しを行ってきたため、令和7年度はより一層のブラッシュアップを図ってきているということで記載内容を改めております。

以下、4、農業者年金事業の推進、5、農業委員会サポートシステム等の活用などに取り組んでまいりました。

6、その他の活動経過については、特に広報活動として取り組んでしました広報誌「農業よねざわ」が令和7年1月号No.113と同年9月号No.114が全国農業新聞特別賞を受賞したことを記載しております。

4ページ目から7ページ目の3、会議の開催状況であります。

1の定例総会から11地域計画各地区座談会までの会議等について参加しました。

8ページ目から9ページ目の4、事業事務取扱状況につきましては、1の証明取扱状況から6、農業者年金事業に関する状況まで記載のとおりとなっております。

10ページ目から14ページ目の5、農地関係取扱状況につきましては記載のとおりですが、1、第3条、第4条、第5条、第18条、2、適格証明、非農地証明、3、非農地判断、5、農地流動化促進事業費補助金交付実績、6、農地中間管理事業実績の集計につきましては、令和5年までは年単位で集計する農地が、令和6年からは年度内で集計した数値を記載しています。

以上、令和7年度の業務報告となります。

引き続きまして、令和8年度の米沢市農業委員会基本計画（案）につきまして報告させていただきます。

こちらでも報告に先立ちまして、表紙の令和8年というところにつきましては令和8年度の誤りですので、訂正願いたいと思います。

それでは、1ページ目の基本方針については読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定するものとなっており、おおむね5年ごとに変更することとされています。基本法が令和6年に改正され、基本計画の具体的な取組に向け、令和7年度からの5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障の確保、生活基盤強化を進めていくこととしている。

また、令和7年夏の令和の米騒動を踏まえ、令和8年4月には食糧法改正案が閣議決定され、従来の生産調整の推進に関する仕組みを見直し、需用に応じた生産を推進すると明記された。農業生産において必要不可欠な農業生産資材（肥料、飼料、燃料等）については輸入依存度が高く、安定的な輸入

が重要となっており、昨今の中東情勢により国際情勢が悪化することで食料等の安定供給に係るリスクが顕在化し、今後さらなる深刻化が懸念されている。

一方、現場では人口減少はもとより、農業従事者の高齢化が進んでいる中、令和7年度の米価格が高騰するなど、農産物価格の不安定化、自然災害による農産物への被害及び農業資材等の高騰による農業従事者の減少等により、慢性的な後継者不足や新たな担い手の不足が深刻化している。こうした中、令和7年3月までに全国各自治体で10年後の地域の姿と農地利用の将来像を描く地域計画目標地図が策定されたが、将来の受手が位置づけられていない農地が全国で約3割にも及ぶことが明らかになり、加えて、農業生産資材の価格高騰が大きな影響を及ぼしており、中長期的な経済への見通しが立てにくい状況になっていることが課題として挙げられた。これからの地域農業は、遊休農地拡大の懸念や地域農業の維持、体制に向けた新たな推進が必要となっている。

農業委員会は、これらの実情を踏まえ、農地利用最適化の推進を担う機関として農業従事者が安定して農業を維持できる環境の整備を図るため、地域計画目標率の実現に向けて市・町及び関係機関と連携し、ブラッシュアップしていくことで地域の一体となった農地の集積、集約化、遊休農地の予防、解消、新規参入の促進等の取組が必要となっており、農業委員相互の連携強化や様々な情報交換、地域の農業、農村の持続的な発展のため、農業者の公的代表機関として農政の振興と適正な農業行政の推進に向けて行動していくとあります。

次の2ページ目から4ページ目の2の業務活動計画であります。

1の会議の開催、出席につきましては、例年どおりの会議を計画しております。

2、法令業務関連につきましては、1、農地法関連業務、2、農地利用最適化関連業務のアからエについて取り組んでいきたいと考えています。

3、地域計画の実現に向けた取組につきましては、特に策定された10年後の地域農業の将来図である地域計画の実現に向けて関係団体と一体になってブラッシュアップを推進していきたいと考えております。

以下、4の農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善、意見の提出、5、農業者年金の推進、6、農業委員会サポートシステムの適用、7、その他の活動計画まで例年どおり取組を進めていきたいと考えております。

5ページ目の農業委員会憲章につきましても、引き続き推進していきたいと考えております。

以上、令和8年度の基本目標（案）の報告となります。

以上です。

議 長

それでは、第一ブロックから順に報告をお願いします。

1 0 番

(挙手)

議 長

第一ブロック、10番、遠藤委員。

1 0 番

10番、遠藤です。第一ブロックで検討を行った結果について報告します。先ほど、山岸主査より経過概要のところの訂正箇所についてありましたが、サクランボ農家の方から裂果という記載はあるものの、それだけではないという表現のほうがいいんじゃないかということでした。訂正は、収穫のリスクが高まったという大きな枠の中での不作があったという表現のほうがいいんじゃないかということでありましたので、直していただきまして大変ありがとうございます。

あと、8年度についてはそのままでもいいということでありましたので、よろしくをお願いします。

1 3 番

(挙手)

議 長

続いて、第二ブロックの13番、古畑功一委員。

1 3 番

古畑です。第二ブロックでも検討しましたが、大体この文でいいんじゃないかということでした。

議 長

次は第三ブロック。

1 4 番

(挙手)

議 長

14番、佐藤利夫委員。

1 4 番

14番、佐藤です。第三ブロックでも、特に質問とか意見等ありませんでしたので、このまま原案どおりよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

これで各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休憩し、ただいまより開催の協議会において協議をいたします。

(協議会)

議 長

協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

議 長

ただいまの協議会にて、協議、調整した内容について事務局より報告をお願いします。

山岸主査

(挙手)

議 長

山岸主査。

山岸主査

令和7年度の米沢市農業委員会業務報告について、修正の依頼があったところにつきましては、変更後の文面で提案していきたいと考えております。これは決定ということで報告になります。

一部字句の修正があったということで、「農業よねざわ」を「農委よねざ

わ」に修正して提出したいと考えておりますので、よろしくお願いします。
以上です。

議 長 それでは、令和7年度業務報告について及び令和8年度基本目標（案）については、ただいまの事務局報告のとおり協議会の協議内容を反映、調整の上、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定期総会の議案として上程することで承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、その他の令和7年度業務報告について及び令和8年度基本目標（案）については、事務局報告のとおり協議会での協議内容を反映、調整した上で、最終的な仕上がりについては事務局に一任し、定期総会の議案として上程することで承認いたしました。

 続いて、皆様方から何かご発言等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第34回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時13分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年5月15日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

佐藤 利夫

議事録署名委員

相田 市三郎